

寄附金控除のワンストップ特例申請書について

この度は、福岡県小郡市へご寄附いただき、誠にありがとうございます。

寄附をお申し込みいただいた際、ワンストップ特例制度の適用を希望された方へ、申請書をお送りします。
ご確認・ご記入の上、必要書類を添付して、同封の返信用封筒でご返送ください。

なお、期限までに申請書の提出がない場合は、ワンストップ特例制度が適用されないのご留意ください。
今後とも、小郡市へのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

福岡県小郡市役所 商工・企業立地課

次のような場合は、ワンストップ特例制度を利用できません

- ・年収 2,000 万円を超える所得がある方
- ・医療費控除などで確定申告の必要がある方
- ・その年の寄附先が 6 自治体以上の方

ワンストップ特例制度の対象ではありません。
確定申告をしてください。

1. 提出物

- ・申請書「令和●年度寄附分 寄附金税額控除に係る申告特例申請書」
→このお知らせに同封しています。記入方法は 3.を参照してください。
- ・個人番号確認書類 →詳しくは裏面の 4. を参照してください。

＼ 転居したら？ / ＼ 添付書類は？ /



よくある質問はこちらから

2. 提出期限

寄附した翌年の **1 月 10 日**（必着）

期限までに提出されなかった場合、ワンストップ特例制度が適用されないため確定申告が必要です。

ワンストップ特例申請の受付完了は、メールでお知らせします

小郡市では、ワンストップ特例申請書の受理完了メールをもって
「寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書」（半券）の代わりとさせていただきます。

3. 記入方法

- ①印字されている住所、氏名、寄附金額等に誤りがないか確認してください。
誤りがある場合は、二重線で消して修正してください。
- ②氏名の下「個人番号」欄に、12 桁の個人番号（マイナンバー）を記入してください。
- ③中段の「2. 申告の特例の適用に関する事項」①②を確認し、チェック✓を記入してください。

※令和 3 年 4 月 1 日以降、氏名右側の押印は必要ありません。

4. 個人番号確認書類の添付

個人番号（マイナンバー）の確認のため、次の書類を同封の台紙に貼り付けて添付してください。

マイナンバーカードをお持ちの方



マイナンバーカードの表面のコピー + マイナンバーカードの裏面のコピー

マイナンバーカードがなく、通知カードの記載事項が現状と変わらない方



通知カードのコピー + 本人確認書類のコピー
裏面に記載事項がある場合は、裏面のコピーも必要です

マイナンバーカードがなく、通知カードの記載事項が現状と異なる方



個人番号付き住民票の写し（コピー可） + 本人確認書類のコピー
裏面に記載事項がある場合は、裏面のコピーも必要です

（注）本人確認書類は、2種類必要な場合があります。

1種類のコピーでよいもの

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、
療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

2種類のコピーが必要なもの

各種健康保険証、国民健康保険証、
年金手帳、公共料金の領収書など
（住所と氏名が確認できる必要があります）

5. 送付先・問合せ先

小郡市役所 商工・企業立地課 商工観光係（ふるさと納税担当）

〒838-0198 福岡県小郡市小郡 255 番地 1 電話 0942-72-2111 内線 147